

「文久の修陵」における神武天皇陵決定の経緯

外池 昇

はじめに

江戸時代には、神武天皇陵の所在地について三つの有力な説があったことはよく知られている。すなわち、神武田（ミサンザイ）（奈良県橿原市大久保町、現在神武天皇陵として宮内庁が管理）説、塚山（同市四条町、現在綏靖天皇陵として宮内庁が管理）説、そして丸山（同市山本町）説である。「文久の修陵」ではこの内神武田説と丸山説が取り上げられ、最終的には文久三年二月に神武田が神武天皇陵として決定されたのである。

本稿ではこの「文久の修陵」における神武天皇陵の所在地をめぐる一連の経緯のうち、文久三年二月に、叡慮によって神武田説が採用されるまでの経緯に注目することにした。

すでに星野良作著『研究史神武天皇』（昭和五十五年、吉川弘文館）は「第一神武天皇回顧の研究四神武天皇陵論争」でこの点について述べ、本稿でも取り上げる神武田説を唱える谷森善臣と丸山説を唱える北浦定政がそれぞれ文久三年二月に山陵御用掛に提出した「神武天皇御陵考」の内容について述べている。^①

また武田秀章著『維新时期天皇祭祀の研究』（平成八年、大明堂）は「第三章神武天皇陵修補過程の一考察」で、主に「文久の修陵」における神武天皇陵の修補過程や、祭祀の形成に焦点をあてながら、神武天皇陵の所在地の決定についても

論及し、最終的に神武田説を採用した孝明天皇の文久三年二月十五日、同月十七日の「御沙汰」に至る経過についても触れている。⁽²⁾

さて武田氏の同著によれば、この孝明天皇の「御沙汰」は次の通りである。

神武天皇御陵者

格別之儀ニ付兆域

古書之通可有御修補御治定被

仰出候事

右二月十五御達

神武天皇御陵之儀

神武田之方ニ御治

定被 仰出候事

尤丸山之方茂簾末ニ不相成様被

仰出候事

右二月十七日御達⁽³⁾

これによると、二月十七日に神武田が神武天皇陵として正式に決定されたものの、その際丸山についても「簾末ニ不相成様」とされ、何とも曖昧さを残したものであったことわかる。とすればなおのこと、神武天皇陵が神武田に決定された経緯を詳細に把握することが「文久の修陵」の研究にとって重要な課題となるのである。

本稿は右の二著の成果に導かれつつ論じてゆくことになるが、本稿の視点との関連については、以下具体的に議論を進める中で指摘することにした。

一 谷森善臣の「神武天皇御陵考」

ここでは谷森善臣による「神武天皇御陵考」を取り上げる。

以下に引用する谷森の「神武天皇御陵考」(史料Ⅰ)は、次に引用する北浦定政の「神武天皇御陵考」(史料Ⅱ)とともに東京大学史料編纂所維新史料引継本「谷森(眞男)家文書」による。同本は奥書きによれば、東京市駿河台鈴木町谷森眞男所蔵本を大正六年九月に高野正治が謄写したものである。

史料Ⅰ 文久三年二月八日 谷森善臣「神武天皇御陵考」

(表紙)
「神武天皇御陵考 大和介種松勘進」

神武天皇之御陵は、日本書紀延喜式等ニ畝傍山東北陵と記シ御座候而、其御場処は当時大和国高市郡山本村領之内畝火山東北之方、只今ハ畠地ニ相成御座候へ共、古来々字を三サンザイ或は神武田とも称来候畠之中ニ而、根廻リ十一間許有之雑木芝等生候小円丘壹所、辰巳之方ニ六間計相離候而樹木無之芝生候地根廻リ九間計有之小円丘壹所鋤残シ御座候、近ク安政^卯年南都ニ而取調書立候中條良蔵等か書付ニ、此地所靈威なる所ニ而百姓共相恐レ十箇年以前迄ハ農作いたし候者無之荒地ニ相成年貢米辨納ニ付百姓共困窮ニ及ひ候故、山本村枝郷^{ホラ}洞村穢多共ニ開發修理作方等為致候砌、小丘ニ有之候松桜之木坏穢多共伐取薪ニ可致と持帰リ候所忽家内不残死果、猶又芝地之草を刈取牛馬ニ為食候而も食不申候、尤開地ニ取懸リ候節狂風暴雨ニ而相荒、其後畠地作いたし居候洞村穢多三人共死絶いたし候ニ付、右崇之由百姓共恐怖いたし候と申之靈威之地と相聞候と書付有之候、又只今々百六十八年計以前元禄九^寅年ニ松下見林秀明之記置候前王廟陵記ニ、畝傍山云々東北陵^{ハカリ}可百年以来壞為糞田民呼其田字神武田ト暴汚之所為可痛哭也と深く嘆息仕候御場所ニ御座候而

神武天皇之御陵ニ相違有之間敷と奉存候、然るを其翌る元祿十_五年武辺之御取調ニ如何致候事哉、此場所_ノ二町半計子丑之方同郡四條村小泉堂村領入組地所ニ有之字を塚山と称候古墳を

神武天皇御陵と御定ニ相成候、其後或人古事記といふ書ニ御陵ハ在畝火山之北方白檮尾上也と見え候文ニ拠候而、四條村なる古墳を疑候より異説紛々と相起り、或ハ畝火山北手之半腹なる生玉社之傍ニ丸山とも御殿山とも称候所を此御陵ニ推当、甚敷は其所ニ字をカシと申所有之又ハ御陵山と称候字有之なと申候浮妄之謬説出来仕候得共、夫皆精敷不推窮好事之飾辞ニ候趣、且又白檮尾上地勢転変之事等中條良蔵等之書付ニ誠実丁寧ニ相辨有之候間其書を御覽被遊度奉存候、只今里人ニ就而尋合候所も大体右書付ニ甚違不申候、但し古事記ニ白檮尾上と有之候に、当時三サンザイ之地形尾上と可申地勢ニ無御座候故不相叶由申説も御座候得共、桑田碧海之嘆古来_ノ有之、山城国広隆寺を蜂岡寺とも称候而蜂岡と申岡ニ致建立候寺に御座候得共、只今見候而は只平地ニ而岡と可称地とも不被存候、又河内国ニ四極山と申候地ハ万葉集ニ四極山打越来_ハと詠候名所ニ御座候得共、只今ハ新大和川之川床と相成纔に瓜破と申名を留め申候、又此十年計以前_ノ諸陵順拜仕候序ニ、慥ニ見認置候古冢之内今日行見候へハ既ニ跡方無壞取候所も有之候、纔ニ八九年之間ニすら如此相變申候、況_{マシ}而哉白檮尾上と称候事は千有餘年之前ニ上古ノ旧辞を撰録被仰付候古事記ニ有之候語ニ而、夫_ノ八年計後ニ為御撰ニ相成候日本紀には畝傍山東北陵と被為記候而白檮尾上とハ無之條ニ付而熟_{ツラ}相考候ニ、白檮尾上之四字を白檮_{カシ}の尾の上と読候は謬訓ニ而、古点之俣ニ白檮_{カシ}尾の上と読可申事ニ而、則白檮_{カシ}尾と唱候地名に而、別段高莊なる山之尾上と申意義に而は有之間敷奉存候、日本紀に他之御陵共ハ畝傍山南御陰井上陵畝傍山南織沙谿上陵杯と委敷其所を被記立候例ニ倣候ハ、此御陵も畝傍山東北檮尾上陵_マと社被記_ヘきニ只畝傍山東北陵と計被記候事ハ山之尾上と令混申間敷為之御遠慮歟と奉存候、抑此三サンザイを

神武天皇御陵之旧跡ニ相違有之間敷と深く存込候故は、其丸山之方ニ付而先輩達之証拠と被致候_{アザナ}字共は、今其里人ニ相尋且其辺之古凶等迄委敷見合間合候得共カシ御陵山など称候地所一切無之候、此等之儀も中條良蔵等書付ニ委細相辨有之候、又此三サンザイ之方ニ付而は明白成証拠共有之候間先其一二を挙申候半に、此御場所当時畠地ニ相成有之候得共猶以字を三サンザイと称候、三サンザイはミサ、キ之音便語に而則御陵_{ミサ、キ}と申意ニ御座候、畝火山東北ニ近ク相

当候而御陵ミサキと称来候は神武天皇之御陵に非ずして何帝之御陵と仕候半哉、二千餘年を経候而陵形ハ甚荒廢仕候得共里人之口碑不謬候、是第一之証拠ニ御座候、然るを山陵志ニ此ミサンサイを御祠廟之跡と申成シ候説ニ、山陵與廟俗互其言今謂神武田曰美佐々岐蓋以其嘗有廟焉と有之候ハ、精敷不相考説ニ御座候、種松年来諸陵之旧跡を探索仕候ニ、御陵被為在候地を御廟野御廟山抔申伝候所ハ有之候得共、御祠廟被為在候所をミサ、キ抔と申伝候儀ハ未承リ不申候、尤其里老にも問合せ古図をも勘合せ候得共此ミサンサイニ御祠廟被為在候ひし趣ハ一切見分不申候、大窪村之巫女日向の所蔵候畝火山古図には、其山之東方ニ而懿徳天皇御祠宮々ハ北方ニ小宮を画き候而旁にぢんむと標し、其東ニ堂を画候而観音堂と標し有之候、是則只今大窪村に有之氏神社と其東なる国源寺観音堂とに其在所相的アタリ申候得ハ、此ミサンサイに御宮無之一証にも相成候、又此ミサンサイと称候畠凡一町四方有之、其所ニ相連候而字をツホネガサと相称候田畠又一町四方許有之、此二ヶ所之辺を引合而神武田と称候由ニ御座候得ハミサンサイと申神武田と申里人之口伝分明ニ御座候上、其四至延喜式ニ東西一町南北二町と被相記候兆域に能相叶ひ申候、是第二之証拠ニ御座候、又此ミサンサイ之東ニ相接候道を隔て東に連リ隣リ候田地道方東方ハ皆大窪村領の内ニ候之字を塔之垣内カイトと称候、其田地之中間に塔之土壇と相見え候而小高キ荒地有之、其上或ハ北旁に大成礎石五六許御座候、此塔跡と被存候所方北を北塔之垣内と呼ひ南を南塔之垣内と呼分而も申候、其南塔之垣内之東之田を西金堂其東を東金堂其東を門田と呼ひ又其南之田を松原と呼申候、其南之林中に今ハ小き観音堂有之、其東北之方林中に大窪村氏神之祠有之、此観音堂は門築垣等も無之小堂ニ御座候得共国源寺之観音堂と称候而大和国内卅三所巡礼之札所に致居候所ニ御座候、右塔跡観音堂等ハ建久八年ニ僧静胤か記候多武峰略記に旧記を引載候而、国源寺ハ在高市郡畝火山東北、天延二年三月十一日早朝檢校泰善過彼地途中有人云々、告泰善曰師於此地為国家栄福講一乘矣、泰善問云公姓名亦住処何乎、答曰我是人皇第一国主也常住此処、言訖不見故泰善每年三月十一日到彼地講法華、貞元二年当国ノ守藤原国光伝聞此事建方丈ノ堂ヲ安観音像永為当寺末寺矣と御座候如く、

神武天皇之御為ニ致建立候国源寺之寺跡、日本紀ニ見え候大窪寺等之古跡も相混可有之儀と被存候、如此御為ニ建立候寺跡等ミサンサイ之地ニ相連接いたし有之候、是ミサンサイは

神武天皇御陵ニ相違無之第三之証拠ニ御座候、先右等之証拠共を相考合候得は、此ミサンサイと称し神武田とも称候小丘等ハ皆是

神武天皇御陵之古跡ニ而候事自ら明白成儀と奉存候、畢竟丸山は畝火山腹を引平し候場所ニ而御殿跡御殿山杯と称候は、近昔に此辺領居候人之殿宅を相立候而遊山眺望之所と致居候跡所ニ而可有之儀と奉存候、然るに洞村之穢多治兵衛と申者威靈なる地之由虚言申候ニ付、近年神武天皇殯殿之跡杯と申立候儀も出来仕候得共難心得儀ニ御座候、

神武天皇崩御方以来二千餘年を経候而御陵之山さへ跡許ニ相成候物を、殯宮之跡今日迄猶平地ニ而相殘可申儀は決而無之、且又御陵之形体も無之候得は御陵歟と懸念ニ存候地所ニも無御座候得共、正敷証拠共も有之候儀ニ候ハ、慥ニ承知仕度、且又右ミサンサイニ付不審之儀申立候輩も御座候ハ、御掛御方々様之御前ニおゐて静ニ対決仕候歟、或ハ書立候而

御陵之御為ニ心底を残さず私意を張らす公明誠実ニ講究仕候而、真実之正陵ニ復し

神武天皇之冥慮を奉慰度儀与乍恐奉存候、誠恐誠惶謹言

文久三年二月八日

大和介種松

この要点は、次の通りである。

- ・神武天皇陵は大和国高市郡山本村字ミサンサイ、また神武田ともいう畠の中の小丘である。
- ・安政二年の中條良蔵の書付には、この場所は百姓も恐れ十年前迄は荒地で、年貢を納めるにも困っていた。そこで山本村枝郷洞村の穢多に開発させたが、小丘の松・桜を穢多が刈り取り持ち帰ると家内が残らず死んだ。草を牛馬に与えても食わず、開発の折も風雨が強く畑作をした洞村の穢多三人も死んだ。この祟りを百姓も怖れ靈威の地という、とある。

・これは元禄九年の松下見林著『前王廟陵記』にもある地で、神武天皇陵に違いない。ところが元禄十年の幕府の調査で、四条村の塚山が神武天皇陵とされた。

- ・その後ある人が『古事記』の「白檮尾上」との記述を根拠に塚山を疑ってから異説が起こり、ある説では畝傍山北手の生玉社の傍の丸山（御殿山）を、また同所のカシ、または御陵山を神武天皇陵とする誤った説も出て来た。また白檮尾上の地勢の転変の事も中條の書付にある。
- ・ミサンザイが尾上という地勢に合わないという説もあるが時の流れは早い。例えば、山城国の広隆寺は蜂岡という岡に建立されたので蜂岡寺ともいうが、今では岡のような地形ではない。河内国の四極山は『万葉集』に詠まれた名所であるが現在では新大和川の川床となり瓜破という地名に名を残すだけである。また十年程前に諸陵を巡った際に見た古塚ももう壊された場合がある。僅か八〇九年の間ですらこの通りで、まして「白檮尾上」は千年以上前の『古事記』の文言である。その八年後の『日本書紀』に「白檮尾上」とはない。
- ・「白檮尾上」は「白檮の尾の上」と読まず、古点のまま「白檮尾の上」と読むべきである。つまり「白檮尾」は地名で、高い山の尾の上の意ではない。
- ・『日本書紀』の他の陵墓の記載の例は詳しく地形を記すが、神武天皇陵は「畝傍山東北陵」とするだけなのは、山の尾上と紛れるので遠慮したと思われる。
- ・ミサンザイを神武天皇陵と考えるようになった訳は次の通り。
- ・丸山説の根拠の字は、里人に尋ね古凶等をみてもカシ・御陵山等という土地はない。これは中條の書付にも詳しい。
- ・ミサンザイ説には確かな証拠がある。ミサンザイという字はミササギの音便で御陵の意である。畝傍山東北の付近の御陵が神武天皇陵でなくて何天皇の陵か。二千年以上を経て陵形は荒廃しても、里人の伝承は誤らない。これが第一の証拠である。
- ・それを『山陵志』がミサンザイを御祀廟の跡とするのは、同書が「山陵と廟は混同しやすく、今日神武田をみささぎと呼ぶのは廟があったからである」とするのとともに、よく考えていない説である。
- ・自分は何年も諸陵を訪れているが、陵を御廟野・御廟山とする所はあるが、御祠廟がある所をミササギとする所はない。

・里老にも聞き古図も見たがミサンザイに御祠廟があったとは聞かない。大窪村の巫女日向所蔵の畝傍山古図には、畝傍山の東懿徳天皇御祠宮より北の小宮には「ぢんむ」とあり、その東の堂には「観音堂」とあり、これは現在の大窪村の氏神社とその東の国源寺観音堂である。このミサンザイに御宮がない証拠にもなる。

・字ミサンザイという畑の隣に字ツボネガサという畑があるが、この二箇所の辺りを神武田といい、神武田もミサンザイも里人の伝承に明確である。その敷地も『延喜式』に東西一町南北二町とするのによく合う。これが第二の証拠である。

・ミサンザイの東に接する道を隔てて東隣の田の字を垣内という。その田の中間に塔の土壇らしい小高い荒地がある。その上や北側に大きな礎石が五、六ばかりある。この塔の跡の北を北塔之垣内、南を南塔之垣内、南塔之垣内の東の田を西金堂、その東を東金堂、その東を門田、その南の田を松原という。その南の林に小さい観音堂がある。その東北の林に大窪村の氏神の祠がある。この観音堂は門や築垣もない小堂であるが、国源寺の観音堂といい大和国三十三箇所の札所である。この塔の跡や観音堂は、僧静胤の『多武峰略記』（建久八年）にある通り神武天皇の為に建立した国源寺の跡で、『日本書紀』にある大窪寺等の古跡も混在すると思われる。

・このように神武天皇の為に建立した寺跡が隣接するのは、ミサンザイが神武天皇陵である第三の証拠である。

・以上によってミサンザイ・神武田という小丘が神武天皇陵の古跡なのは明確である。

・丸山は畝傍山の山腹を均した所で、御殿跡・御殿山というのは、遠くない昔に付近の領主が殿宅を立て遊山眺望の場所とした跡であろう。

・ところが洞村の穢多治兵衛が威霊な地と虚言し、近年神武天皇の殯殿の跡ともされ困ったことである。神武天皇崩御から二千年以上経ち陵さえ跡が残るだけなのに、殯宮跡が今日まで平地に残ることはない。

・陵の形体もなく確かに陵かとの懸念もあるが、証拠もあり確かである。

・またミサンザイを神武天皇陵とするのに不審の説もあるが、御掛方々の前で対決するか、または書面で陵のために心底を述べ、正陵に復し神武天皇の冥慮を慰めたい。

ここにみえるのは、強烈な神武天皇陵神武田説である。星野著『研究史神武天皇』は、『古事記』の「白檮尾上」の読み方をめぐる議論をこの谷森の「神武天皇御陵考」の最大の論点と評し「いま善臣の新解釈が出されて定政説の劣勢は覆い難い」と述べたが、それ以前の問題として丸山説に対する反駁そのものが、谷森の「神武天皇御陵考」を成り立たせている最大の要素である。

二 北浦定政の「神武天皇御陵考」

次には、丸山説を主張する北浦定政による「神武天皇御陵考」をみることにしたい。

史料Ⅱ 文久三年二月十一日 北浦定政「神武天皇御陵考（畝傍山図添）」

〔表紙〕
「神武天皇御陵考 畝火山図添 北浦定政」

大和国高市郡山本村之内洞村ニアル

字丸山 前ノ所ニテ高九間計後ハ畝火山ノ尾ニツケリ、山陵志ノ御陵山ト云所ニアタレリ、今ハ御陵山ノ名失ヘリ

古事記、神倭伊波礼毘古天皇云々御陵在畝火山之北方白檮尾上也

右ノ丸山ハ古事記ノ白檮尾上 今ハ白檮ト云地名ナシトアル地勢ニ叶ヒ、又上古ノ御陵ハスヘテ山岡ナドノ上ニアリテ、イサ、カナル

塚ナレハ陵製ニモ叶ヘリ

〔付箋〕

「丸山ハ穢多村氏神社ノ右上ノ方ノ山腹ヲ少シ平ケ候所ニテ、白檮尾上下ト申ス尾上下ハ難申所ニ候歟、丸山ハ丸山御殿トモ御殿山トモ御殿跡トモ申候而、山腹ノ平地ニ御座候ヘハ、何ソノ御殿跡トハ被存候ヘトモ、御陵トハ不被存地形

ニ御座候」

日本紀、天皇崩檀原宮云々葬于畝傍山東北陵

古事記ニハ畝火山之北方白檮尾上下アリテ方角ヲ正シクイハス、日本紀ニハ畝傍山東北陵下方角ノミ云テ正シク地名

ヲイハス、二書トリ合セテ此丸山ニ相叶ヘリ

(付箋)

「白橋尾上之事畝火山東北陵ト日本紀ニ御座候事共之考等ハ、先日差出候御陵考中ニ委敷申上候」

延喜式畝傍山東北陵

兆域東西一町南
北二町守戸五烟

字丸山ノ下凡一町ニ二町計ノ間字垣ノ内トイヘリ、コハ 御陵ノ御垣ノ内ト云略語カ、則延喜式ノ兆域ニ相叶ヘリ

右三書ニよりテ字丸山を 神武天皇御陵と決心仕候

愚詠

畝火なる白橋の尾上を玉たすきかけてしのはぬ日はなかりけり

(付箋)

「丸山ヲ神武御陵ナリト申立候別ニ証跡無御座候ニ付、一町三段計ニ垣之内ト申字有之候ヲ御陵ノ御垣ノ内ト申立候ヘトモ、御陵ノ御垣之内ナル意ニ候ハ、丸山ノ周圍ニ可有之儀ニ候ヲ、此字ハ丸山ヲ離レテ下ノ方ニテ申候、字ニ御座候兆域ハ御陵ノ周圍ニ有之儀ニ而、御陵ヲ離レテ兆域アル理ハ決而無御座儀ニ候」

大和国高市郡山本村ノ田地ニ字ミサンサイ又神武堂トモ神武田トモイヘリ、此ミサンサイハ山陵志ニ国源寺ノ 神武天皇ノ祠廟廟堂ノ跡ナルヘシノ跡ナル故ミサンサイト云名ノ残ルナルヘシトイハレタリ、実ニサモ有ヘシ

字ミサンサイノ南ノ小川ヲ神武川ト云

同西南ノ川ノ橋ヲ神武堂ノ橋ト云

(付箋)

「神武堂川神武堂之橋ハ文字之当様不宜候、此事ハ絵図面之押紙ニ申上候通り神武田川神武田之橋ト申儀ニ御座候」
同東ツヰキノ田地同郡大久保村ノ田地ニ字塔ノ垣内 字南塔ノ垣内此処ニ堂塔ノ柱石五ツ、アリ 字下座国源寺ノ北門ノ下馬石ナド有ケン跡カ 字西金堂 字東金堂右ノ如ク堂塔ノ名地名ニ残リタレハ、国源寺ノ

神武天皇御廟ノ跡ナル事明ナリ

(付箋)

「右ノ如ク堂塔ノ地名ニ残リ候ハ、定政申候如ク国源寺ノ旧跡ニテ、其国源寺ハ則神武御陵ノ辺ニ建立仕立候寺ニ御座候ヘハ、其堂塔ノ名残リ候田地ニ引ツ、キ御座候ミサンサイ則神武天皇ノ御陵ニ相違無之明証共ニ御座候、御祠廟ハ定政ノ絵図ニモ大久保村ノ内ニ画キ有之、其所畝火山古図ニモ神武御社画キ有之候処ニ相当候ヘハ、ミサンサイハ御

祠廟ニハ無之御陵ナル事明白ニ御座候」

文久三年二月十一日

この要点は、次の通りである。ただし後述するように付箋の部分は谷森善臣によるものであり、後で改めて取り上げる。

- ・大和国高市郡山本村洞村の字丸山（前は高さ約九間、後ろは畝傍山の尾に続く。『山陵志』の「御陵山」に当たる。現在「御陵山」の名は失う。『古事記』は「神倭伊波礼毘古天皇云々、御陵は畝火山の北方白檮尾上の在る也」とする）。
- ・右の丸山は『古事記』が「白檮尾上」（現在白檮という地名はない）とする地勢に合い、上古の陵は皆山・岡の上の小さい塚なので陵製にも合う。
- ・『古事記』には「畝傍山の北方白檮尾上」とあり方角は詳らかでない。『日本書紀』は「畝傍山東北陵」と方角のみが正確で地名を述べない。この二書を検討し丸山を神武天皇陵と考える。
- ・『延喜式』には「畝傍山東北陵兆域東西一町南北二町守戸五烟」とある。字丸山の下約一町に約二町の字垣ノ内があり、御陵の御垣内の略か。『延喜式』の兆域に合う。
- ・この二書により字丸山を神武天皇陵と考える。
- ・「畝傍なる白檮の尾上を玉たすきかけてしのはぬ日はなかりけり」
- ・山本村の田地に字ミサンザイ（神武堂、神武田ともいう）があり、『山陵志』が「国源寺の神武天皇の祠廟（廟堂の跡か）の跡なのでミサンザイとの名が残ったのであろう」というが、その通りであろう。
- ・字ミサンザイの南の小川を神武川、西南の川の橋を神武堂の橋という。
- ・同じく東続きの田地（大久保村の田地）に字塔の垣内・字南塔の垣内（ここに堂塔の柱が五づつある）・字下座（国源寺の北門の下馬石などがあった跡か）・字西金堂・字東金堂と、堂塔の名が地名に残り、国源寺が神武天皇御廟の跡であることは明確である。

これは史料Ⅰの谷森による「神武天皇御陵考」と比較するとシンプルな神武天皇陵の所在地をめぐる議論といえる。

対立する神武田説への反論もみられず、丸山を神武天皇陵とする論拠を淡々と述べるのみである。

さてこの北浦の「神武天皇御陵考」の付箋は史料Ⅰを著した谷森によるものである。谷森が北浦の「神武天皇御陵考」に付箋を付すに至った経緯は後述するが、まずここでその付箋の内容を要約することにした。

- ・丸山は穢多村神社の右方の山腹を少し平らにした所で、「白檮尾上」という「尾上」とはいい難い。
- ・丸山は丸山御殿とも御殿山ともいい山腹の平地で、何かの御殿跡とは思うが御陵とはいえない地形である。
- ・「白檮尾上」のことや「畝傍山東北陵」と『日本書紀』にあること等についての考えは、先日の「御陵考」に述べた。
- ・丸山を神武天皇陵とするのは証拠があつてのことではなく、一町三段ばかりに垣之内という字があるのを御陵の御垣の内というが、もし御陵の御垣の内との意ならば丸山の周囲にある筈なのを、この字は丸山を離れて下の方にあり、字にある兆域は御陵の周囲にある筈で、御陵を離れて兆域があることはない。

・神武堂川・神武堂之橋というのはよくない。絵図面の押紙に述べた通り、神武田川・神武田之橋がよい。

・堂・塔が地名に残ったのは定政がいう通り国源寺の旧跡で、その国源寺は神武天皇の御陵近くに建立した寺で、その堂の名が残った田地に続くミサンザイは神武天皇陵に違いない。御祠廟は定政の絵図にも大久保村の内に描いてある。そこは畝傍山古図にも神武御社が画いてある処で、ミサンザイは御祠廟でなく御陵であることは明白である。ごく当然のことながら、ここにみえるのは北浦の主張する神武天皇陵丸山説の論拠に対する個別の反論である。

三 戸田忠至の上陳

ここでみるのは、谷森善臣と北浦定政の「神武天皇御陵考」が、その後どのように扱われたかを示す史料である。

史料Ⅲ 元治元年二月 戸田忠至「神武天皇陵決定に付上陳」

戸田大和守ヨリ神武天皇御陵兆域之儀ニ付上陳二月

神武天皇陵御場所相違ノ儀藤堂家薩州ノ者申談ノ上建白仕候旨柳原大納言殿御達有之、右ハ二千有餘歳荒蕪殆可及廢

絶位ノ儀ニ御座候処、先年松下見林見極候神武田ニ小丘残在分見ヲ以相改候処、延喜式ニ有之実ニ畝火山東北ニ寸分違ヒ無之、兆域等相改候処古記ノ通且国源寺ノ柱石モ残り有之都テ確証多疑敷事ハ無之、尤南都奉行ニ於テモ代々探索仕候内川路左衛門尉別テ骨折探索行届居候得共、尚先般御普請ノ砌谷森大和介へ篤ト為取調候処、別紙壹ノ印(史料I)通ニ申出、其砌藤堂家来北浦義助異論有之候間、此者存寄モ相尋別紙一ノ印(史料II)ノ通申出候間、谷森大和助へ右北浦義助書面ヲ以相尋候処、則二ノ印書面へ下ケ札ヲ以申出候間、一二書面御所へ差上篤ト御賢考ノ上後世異論不起様

叡慮ヲ以何レ共御取極被 仰出候様言上仕候処、其後徳大寺中納言殿萬里小路右中弁殿為 勅使御参向 神武帝陵ト唱候御場所夫々御見分ノ上神武田ノ陵ニ御取極メ被仰出候間、御普請取懸リ九ヶ月ヲ経候テ御成功ニ相成候儀ニ御座候、元来右ノ通松下見林以来探索方夫々丹誠ヲ凝シ候上、先般 勅裁ヲ以御取極被 仰出候儀ニ候へハ外ニ彼是異論申立候筋ハ有之間敷奉存候 仍之川路左衛門尉読歌谷森大和介北浦義助書面共相添此段申上候、以上

二月

戸田大和守

上封ニ 神武天皇御陵御場所相違ノ義藤堂家ヨリ申出候節ノ答書トアリ

この要約は次の通りである。

- ・神武天皇陵の所在地が違々と藤堂家薩州の者が建白した旨、柳原大納言(光愛)の御達があった。
- ・二千年以上荒蕪してほとんど廃絶していたが先年松下見林が述べた通り神武田に小丘が残るのを見て改めたが、『延喜式』にある「畝火山東北」に間違いない。

- ・兆域等を改めたが古記の通り国源寺の柱石も残り確証が多く疑わしいことはない。
- ・南都奉行も代々探索していたが川路聖謨は特に探索が行き届いた。
- ・先頃御普請の際谷森善臣に取り調べさせた所、別紙一の印(史料I)の通りであったが、その際藤堂家家来北浦義助に異論があり、この者には考えもあり別紙二の印(史料II)の通り申し出たので谷森にこの北浦の書面により尋ねた所、二の印の書面に下げ札(史料IIの付箋)により申し出たので、一・二の書面を御所へ差し上げ、後世異論が出な

いよう叡慮でどちらでも決めて下さる様言上した。

・その後徳大寺実則と萬里小路博房が神武天皇陵とされる場所を見分し神武田に決定と仰せ出されたので、御普請に九箇月かかり成功した。

・右の通り松下以来探索方がそれぞれ丹精を凝らした上で先般勅裁で決定されたので、異論を申し立てる筋はない。

・川路の歌と、谷森と北浦の書面（史料Ⅰ・史料Ⅱ）を添えて申し上げる。

註

(1)同じ史料を引く『孝明天皇紀第四』は「所謂一印二印の別紙も亦缺く、因て御陵の徴は左に其考証を収む」とし、谷森による「谷森種案手録」をその後引いている（同書二九九〜四〇二頁）。しかし、史料Ⅰ・Ⅱの年代、議論の内容からここでは「別紙壹ノ印」を本稿の史料Ⅰ、「別紙二ノ印」を史料Ⅱにあてた。

(2)年代は「二月」とのみあるが『孝明天皇紀第四』文久三年二月二十二日条は、この史料を引いて「年を佚す、蓋元治元年ならん」（同書二九九頁）とする。とすれば神武天皇陵の所在地をめぐる「藤堂家薩州ノ者」の建白を機にこの「上陳」が著されたのは、神武天皇陵が神武田に決定された翌年のことである。

史料Ⅲを著した戸田忠至は「文久の修陵」の立役者で当時御陵奉行であり、谷森と北浦の「神武天皇御陵考」の扱いを差配する立場にあった。

この神武天皇陵の所在地をめぐる両説の扱い方について、星野著『研究史神武天皇』は「両者の提出した意見書がどのように審議されたかはわからない」とするが、この史料Ⅲからは、神武天皇陵の所在地の決定をめぐる対立する谷森の神武田説と北浦の丸山説の二説の間において、文久三年二月に戸田が奔走した様子が具体的に述べられている。

しかし戸田は御所に谷森と北浦の「神武天皇御陵考」を差し出しはしたものの、北浦のものには予め谷森による反論の下ヶ札が付されていたのであり、戸田がこの両者の説を五分五分に扱ったのではなく、戸田の動向が谷森の神武田説の採用を前提とするものであったことは明らかである。

しかも武田著『維新时期天皇祭祀の研究』は、すでに前年の文久二年十月十六日に山陵御用掛野宮定功が、秘蔵の『諸陵雑事注文』・『山城国陵田坪付』等と併せて、谷森が著した『諸陵徴』等を孝明天皇の勅覧に供したことを指摘し「山陵（神武天皇陵）所在にかかわる谷森の考証を、天皇の宸裁によってあらかじめ嘉納しておくという意味合いを有していたものと推測される」と評しているのである。

このことから、神武田が神武天皇陵として決定されることが文久三年二月、あるいは文久二年十月を遡る段階で既定の路線であったこと、しかもそれにもかかわらず神武田説と丸山説の拮抗が文久三年二月の時点に至ってなお深刻な状態に達していたこと、そして谷森の主張する神武田説が何歩かリードしていたことが明瞭にみて取れるのである。

しかし翻って考えれば、このような一連の動向は北浦の丸山説にそれだけ無視できないものがあったということの証明でもある。

そこに、神武田説と丸山説の間に立つ形で、谷森と北浦がそれぞれ著した「神武天皇御陵考」を、事実上神武田説の肩を持つ配慮を怠らずに戸田が御所に差し出した理由があったといえるのである。

本稿の「はじめに」でも述べたように、二月十七日に神武田が神武天皇陵に決定された際にも、否定された筈の丸山にも「簾末ニ不相成様」という格段の配慮がなされたのには、右のような経過が前提として存在するのである。

おわりに

本稿では「文久の修陵」における神武天皇陵決定の経緯について、谷森善臣の主張する神武田説と北浦定政の主張する丸山説の拮抗の過程を、その取捨の方法に絞って検討した。

対立する神武田説・丸山説の間に入って、御所に対して両説のうちいずれか適当なものを探るべく条件を整えたのは戸田忠至であったが、その戸田の姿勢も実質的には神武田説に著しく偏ったものであった。

「文久の修陵」から明治期にかけての朝廷・政府の陵墓政策の局面で、谷森が重要な働きをしたことはすでに指摘されている。しかし神武天皇陵丸山説を主張して谷森の神武田説と対立するに至った北浦もまた、「文久の修陵」に当たって

は有力なメンバーであった。この両説のどちらを採用するかは、それぞれの説の具体的な内容とはまた別の次元で、慎重な取り扱いを要する事柄であったと考えられる。それにしてもなぜ北浦の議論が斥けられ、谷森の議論が採られたのか。議論の内容がその決定的な根拠となったとも思われない。政治的、人的要素をも含めて、今後の研究の進展が俟たれる。

本稿で取り上げ得たのは、神武天皇陵の所在地決定の過程の、ごく限られた一局面に過ぎない。しかし「文久の修陵」以降の陵墓をめぐる動向の中で、特筆されるべきものが神武天皇陵であるとするならば、「文久の修陵」において神武天皇陵がどの様に決定され、そして祭祀・管理・拡張されたのかは極めて重要な問題である。本稿はその分析の一環に位置付けられるべきものである。

註

- (1) 星野著『研究史神武天皇』七十六～八十頁。
 - (2) 武田著『維新时期天皇祭祀の研究』九十二～三頁。
 - (3) 武田著『維新时期天皇祭祀の研究』九十三頁。典拠は『神武天皇御陵御治定御沙汰書之写并宣命按』（宮内庁書陵部所蔵）。
 - (4) 星野著『研究史神武天皇』七十九頁。
 - (5) 星野著『研究史神武天皇』七十九頁。
 - (6) 武田著『維新时期天皇祭祀の研究』五十八頁。
- (付記) 本論文は平成十年度文部省科学研究費補助金(基盤研究C)「幕末・明治史のなかの『陵墓』」(研究代表者外池昇)の成果の一部である。